

明治学院大学学納金等取扱細則(MGダイアリー-修正版 新旧対照表)

新	旧																										
<p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 学納金 (修業年限超過者の学納金)</p> <p>第2条 学則第3条第1項に定める修業年限を越えて在学する者は、当該年度4年次生の授業料を納入しなければならない。</p> <p>(科目等履修料)</p> <p>第3条 科目等履修を許可された者は、履修単位1単位につき、別表第1に定める科目等履修料を納入しなければならない。ただし、科目等履修生規定第2条第2項に該当する場合および高等学校生徒科目等履修生は、科目等履修料を免除される。</p> <p>2 削除</p> <p>第7条 学納金のうち、教育維持費、転学科料、再入学科料は、その他の納付金として別表第3に定める。</p> <p>2 削除</p> <p>(留学、休学、退学、再入学、9月卒業、復学に伴う学納金)</p> <p>第8条 学則第5.1条第1項に定める留学を許可された者の在籍料は、別表第3に定める。ただし、別に定めのある場合はそれによる。</p> <p>2 学則第5.1条第2項に定める休学を許可された者の在籍料は、別表第3に定める。</p> <p>第3章 (省略) 第4章 (省略)</p> <p>付則 1-27 (省略)</p> <p>28 2010年4月1日一部改正施行 (留学期間および休学期間の在籍料に関する改定ならびに再入学科料の改定等)</p> <p>29 2011年4月1日一部改正施行 (第6条、別表第2、別表第3、別表第4)</p> <p>別表第1 (省略) 別表第2 (省略)</p> <p>別表第3 その他の納付金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育維持費 (国際学部国際キャリア学科を除く第一部)</td> <td style="text-align: right;">8,500</td> </tr> <tr> <td>教育維持費 (国際学部国際キャリア学科)</td> <td style="text-align: right;">23,500</td> </tr> <tr> <td>教育維持費 (第二部)</td> <td style="text-align: right;">6,500</td> </tr> <tr> <td>転学科料</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>再入学科料</td> <td style="text-align: right;">※ 80,000</td> </tr> <tr> <td>在籍料</td> <td style="text-align: right;">(半期) 40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし2010年3月31日までに退学・除籍となった者が再入学を許可された場合の再入学科料は改定前の額(10,000円)を適用する。</p> <p>別表第4 (省略)</p>	区分	金額(円)	教育維持費 (国際学部国際キャリア学科を除く第一部)	8,500	教育維持費 (国際学部国際キャリア学科)	23,500	教育維持費 (第二部)	6,500	転学科料	10,000	再入学科料	※ 80,000	在籍料	(半期) 40,000	<p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 学納金 (修業年限超過者の学納金)</p> <p>第2条 所定の修業年限を越えて在学する者は、当該年度4年次生の授業料を納入しなければならない。</p> <p>(科目等履修料)</p> <p>第3条 科目等履修を許可された者は、履修単位1単位につき、別表第1に定める科目等履修料を納入しなければならない。ただし、科目等履修生規定第2条第2項に該当する場合は、科目等履修料を免除される。</p> <p>第7条 学納金のうち、教育維持費、転学科料、再入学科料は、その他の納付金として別表第3に定める。</p> <p>(留学、休学、退学、再入学、9月卒業、復学に伴う学納金)</p> <p>第8条 学生国際交流制度により留学を許可された者は、当該学期毎の授業料3分の1(千円未満切り上げ)相当額を納入しなければならない。そのほかの学納金は免除する。ただし、別に定めのある場合はそれによる。</p> <p>2 休学を許可された者は、当該学期毎の授業料3分の1(千円未満切り上げ)相当額を納入しなければならない。そのほかの学納金は免除する。</p> <p>第3章 (省略) 第4章 (省略)</p> <p>付則 1-27 (省略)</p> <p>別表第1 (省略) 別表第2 (省略)</p> <p>別表第3 その他の納付金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育維持費 (国際学部国際キャリア学科を除く第一部)</td> <td style="text-align: right;">8,500</td> </tr> <tr> <td>教育維持費 (国際学部国際キャリア学科)</td> <td style="text-align: right;">23,500</td> </tr> <tr> <td>教育維持費 (第二部)</td> <td style="text-align: right;">6,500</td> </tr> <tr> <td>転学科料</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>再入学科料</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (省略)</p>	区分	金額(円)	教育維持費 (国際学部国際キャリア学科を除く第一部)	8,500	教育維持費 (国際学部国際キャリア学科)	23,500	教育維持費 (第二部)	6,500	転学科料	10,000	再入学科料	10,000
区分	金額(円)																										
教育維持費 (国際学部国際キャリア学科を除く第一部)	8,500																										
教育維持費 (国際学部国際キャリア学科)	23,500																										
教育維持費 (第二部)	6,500																										
転学科料	10,000																										
再入学科料	※ 80,000																										
在籍料	(半期) 40,000																										
区分	金額(円)																										
教育維持費 (国際学部国際キャリア学科を除く第一部)	8,500																										
教育維持費 (国際学部国際キャリア学科)	23,500																										
教育維持費 (第二部)	6,500																										
転学科料	10,000																										
再入学科料	10,000																										